

# 北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第576号 平成25年7月12日

## 一部執行猶予付き

受刑者を刑期途中で釈放し、実社会で立ち直りを図る「刑の一部執行猶予法（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律）」が6月13日成立し、3年以内にスタートする事になりました。

この法律は、近年、薬物使用等の罪を犯した者の再犯防止が重要な課題となっている事から、「刑事施設における処遇に引き続き保護観察処遇を実施することにより、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪をすることを防ぐ」為に、これらの者に対する刑の一部の執行を猶予しようというものです（法案提案理由から）。

これ迄は、刑の執行猶予は、「懲役2年執行猶予3年」という様に、刑の全部を対象としていましたが、今回の「一部執行猶予法」は、裁判所の判断で刑の一部の執行を1年から5年の範囲で猶予しようとするもので、これによって今後は、例えば「懲役3年、内1年の執行を2年間猶予」といった判決が可能となります。

「一部執行猶予法」の対象になるのは、比較的軽い罪で刑務所に入る人や、再犯率が高いとされる薬物使用者です。再犯率が高い薬物使用者等に対して、一部とはいえどうして刑の執行を猶予する必要があるのでしょうか。

それは、犯罪者を刑務所に入れただけでは、再犯を防止する事が非常に難しいという現実があるからだと思います。

こうした中、「一部執行猶予法」では、まず施設内で一定期間受刑した後、刑の一部執行を猶予された期間、社会の中で保護観察を受けながら生活する事になります。

この他、薬物使用者に対しては、保護観察所が薬物依存を絶つプログラムを受講させる等薬物等に対する依存の改善を支援するとしています。

この様に、「一部執行猶予法」は、これまでの様に、犯罪者は刑務所に入れて矯正させるという発想から、刑務所と実社会の両面で更生に繋げて行こうというもので、再犯防止により力点を置いたものといえます。

刑務所を出所しても、社会に馴染めず、再び罪を犯して刑務所に舞い戻るというケースが少なくありませんが、「一部執行猶予法」はこうした現実、何とかメスを入れようとしているのだと思います。

私は、「一部執行猶予法」が犯罪の再犯防止の為に機能する事を期待していますが、しかし、現実はそんなに簡単な事ではありません。

まず、犯罪者が罪を償って社会に出て来た時の社会の側の受け入れ態勢が、誠にお寒い状況だと思います。社会に受け入れられず、働く場所や住む場所にも事欠く状況では、本人の意思に係わりなく更生は難しくなります。そうした状況を少しでも解決していく為には、刑務所を出所した者に対し更生を指導する保護観察官の役割は重要ですが、それと同時に、彼等と社会とを繋ぎ、円滑に社会に復帰して行ける様サポートする、民間の保護司の存在も欠かせません。

また、犯罪者には知的に障がいのある方もいますので、そういう方々に対する福祉的な支援も必要です。

更に、薬物依存者に対する医療機関は十分とはいえませんので、今後その整備が急がれます。

犯罪の再発を防止する事は、罪を犯した本人のみならず、犯罪のない、安定した社会を作る上でも欠くことが出来ません。こうした点で、社会との係わりの中で犯罪者を更生させ、再犯を防止しようという「一部執行猶予法」は、重要な意味を持っています。

私達はともすれば、犯罪者は刑務所に送るべきだと単純に考えがちですが、今回の「一部執行法」の成立を踏まえ、そうした考え方自体を変えて行く必要があるのだと、改めて感じています。(塾頭：吉田 洋一)